

捨てる前に！まだ使える不要品はリユース（再利用）へ

市で収集する大型ごみや、ごみ処理施設に搬入されるごみには、まだ使えるものがごみとして出されています。ごみとして出す前に必要とする人へ譲ってみませんか。

不要品のリユースは、市と協定を結んでいる株式会社ジモティーの地域情報サイト「ジモティー」や、市が運営する「ひろさきリユース促進掲示板」、市内のリユースショップなどをご

活用ください。

詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。



環境課（☎ 32-1969）

国保特定健診をSMSで受診勧奨します

市では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を目的として、40歳以上の国保加入者を対象に無料で国保特定健診を実施しています。受診者を増やし、将来の医療費適正化と健康寿命の延伸につなげるため、ショー

トメッセージサービス（SMS）による受診勧奨を次のとおり実施します。

40歳以上の国保加入者で今年度、まだ受診していない人は、ぜひ受診をお願いします。

※SMS…携帯電話やスマートフォンの電話番号を宛て先にして、テキストメッセージを送信するサービス。

▼対象 過去に国保特定健診を受診したことがある40歳以上の国保加入者のうち、今年度、受診が確認できない人

※受診の確認には、時間がかかりますので、予約済み、受診済みの人にもSMSを送信する可能性があります／個人情報や金融機関の口座番号等を聞くことはありません。

▼実施予定期間 12月中旬～1月下旬

▼送信元の電話番号 ☎ 0172-35-1116

※市が送信するSMSは送信専用のため返信はできません。

問国保年金課（☎ 35-1116）

弘前市市民活動保険制度

市では「弘前市協働によるまちづくり基本条例」に基づいて、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動を行うことができるように、事前の申し込みが不要の保険制度を実施しています。

▼対象 市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が行う活動に参加するボランティア、スタッフおよび個人でボランティア活動を行う市民

▼補償内容

○傷害保険…活動者自身が活動中に事故でけがをした場合（事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る）＝2,000円～500万円

○賠償責任保険…活動者または活動団体の過失により、他人にけがをさせた場合や、他人のものを壊してその人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合＝1事故最大2億円

▼その他 保険金の請求には、具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要です／活動内容や事故の状況によっては、保険の対象とならない場合もありますので、ご注意ください／活動を行う時は、計画に無理がないか、活動場所に危険がないかなど十分に確認して、安全管理・事故防止に努めて、活動を進めてください。



※詳細は問い合わせるか、市ホームページ（QRコード）で確認を。問市民協働課（☎ 40-7108）

就労準備セミナー

▼とき ①1月10日(水)、午前10時～11時／②1月24日(水)、午前10時～11時30分

▼ところ ①ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室1／②ヒロロ

3階健康ホール

▼テーマと講師 ①「ちょっと上向きな話」…境啓二さん／②「リラックス&リフレッシュ・ヨガ」…東海美絵子さん

▼参加料 無料

▼申し込み方法 ①は1月4日(木)までに、②は1月17日(水)までにひろさき生活・仕事応援センター（ヒロロ3階）に直接来所または電話で申し込みを。

問ひろさき生活・仕事応援センター（就労自立支援室内、☎ 36-3776）

津軽広域水道企業団 津軽事業部職員採用資格試験

▼試験職種 ①大学卒業程度…電気、機械／②高校卒業程度…電気、機械

▼採用予定人数 各職種若干名

▼試験日 1月28日(日)

▼試験会場 弘前市役所（上白銀町）

▼申し込み方法 1月12日（金・必着）までに、郵送か直接窓口にて持参して、受験申込書と必要書類を提出してください。

※受け付けは午前8時30分～午後5時。

詳細は津軽広域水道企業団ホームページ（<https://www.tusui.jp>）で確認を。

問津軽広域水道企業団津軽事業部総務課総務係（〒036-0342、黒石市石名坂字姥懐2、☎ 52-6033）

冬期労働災害防止運動

県内では、冬期特有の気象条件による積雪・凍結・寒冷に起因して発生する労働災害が、12月～2月の3カ月間に集中して発生しています。



各事業所において、冬期労働災害防止対策への積極的な取り組みをお願いします。

詳しくは、インターネットで「青森労働局 冬期労働災害防止運動」と検索して確認を。

問青森労働局労働基準部健康安全課（☎ 017-734-4113）／弘前労働基準監督署（☎ 33-6411）

土手町商店街 年末年始キャンペーン！

上土手町年末年始ハッピージャンボ宝くじ

期間中に参加店舗で、各店舗が設定する会計金額に応じて、宝くじ券を1枚進呈。抽選で参加店の共通商品券が当たります。

▼配布開始 12月15日(金)～(先着順)

▼当選発表 1月13日(土)、正午

※各店、組合事務局、ホームページ等で発表します。当選した人は、1月13日(土)～21日(日)に上土手町商店街振興組合事務局（土手町、午前10時～午後3時〈13日は正午～午後3時〉）へお越しください。

問上土手町商店街振興組合事務局（☎ 38-7030、H <http://www.kamidote.jp>）

中土手町開運お年玉抽選会

期間中に参加店舗で、1回の会計金額700円（税込）ごとに抽選券を1枚進呈（1会計につき最大10枚まで）。抽選で宿泊券や福箱等が当たります。

▼配布期間 12月15日(金)～1月2日(火)（先着順）

▼抽選会 とき…1月2日(火)、午前10時～午後4時／ところ…まちなか情報センター（土手町）

※抽選会場では豚汁の振る舞いもあります。

問中土手町商店街振興組合事務局（☎ 33-7001、H <https://nakadote.com>）

宝くじだよ！「したどてスクラッチ!歳末 A GO-GO キャンペーン」

期間中に参加店舗で、1回の会計金額2,000円（税込）ごとにスクラッチカードを1枚進呈（1会計につき最大5枚まで）。抽選で参加店の共通商品券（利用期間…12月23日(土)～1月31日(水)）が当たります。

▼配布期間 12月23日(土)～1月10日(水)（先着順）

問下土手町商店街振興組合事務局（☎ 33-5369、H <https://shitadote.com>）

詳しくは各商店街のホームページで確認を。

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

◎森林環境税とは 地球温暖化防止や災害防止などの森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保するために創設された国税。徴収された本税は、森林環境譲与税として国から全国の市区町村および都道府県に譲与され、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」などに活用されます。

▼納税義務者 国内に住所を有する個人

▼税額および賦課徴収 年額1,000円（市民税県民税均等割と併せて徴収）

▼非課税基準 市民税県民税の均等割が非課税になる基準と同じであるため、市民税県民税が非課税の人は森林環境税も非課税となります。弘前市の市民税県民税均等割の具体的な非課税基準につ

いては、市ホームページをご覧ください。

▼森林環境税・市民税県民税均等割の合計額

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）		1,000円
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	1,500円	1,000円
計	5,000円	5,000円

※平成26年度から、東日本大震災からの復興や防災事業に必要な財源確保のために市民税均等割と県民税均等割にそれぞれ500円（計1,000円）が加算されていましたが、この措置は令和5年度で終了します。令和6年度から新たに森林環境税1,000円が課税されますが、令和5年度までと比べて一人当たりの負担額は変わりません。

問市民税課市民税第二・第三係（☎ 40-7025、40-7026）